

医療に関する守秘義務の現状

< 医療関係資格に係る守秘義務 >

資格名	根拠法
医師	刑法第 134 条第 1 項
歯科医師	刑法第 134 条第 1 項
薬剤師	刑法第 134 条第 1 項
保健師	保健師助産師看護師法第 42 条の 2
助産師	刑法第 134 条第 1 項
看護師	保健師助産師看護師法第 42 条の 2
准看護師	保健師助産師看護師法第 42 条の 2
診療放射線技師	診療放射線技師法第 29 条
臨床検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第 19 条
衛生検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第 19 条
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法第 16 条
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第 16 条
視能訓練士	視能訓練士法第 19 条
臨床工学技士	臨床工学技士法第 40 条
義肢装具士	義肢装具士法第 40 条
救急救命士	救急救命士法第 47 条
言語聴覚士	言語聴覚士法第 44 条
歯科衛生士	歯科衛生士法第 13 条の 5
歯科技工士	歯科技工士法第 20 条の 2
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 7 条の 2
はり師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 7 条の 2
きゆう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 7 条の 2
柔道整復師	柔道整復師法第 17 条の 2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第 40 条

[守秘義務に係る法令の規定例]

刑法

第三百四十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

保健師助産師看護師法

第四十二条の二 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第四十四条の三 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

< 医療機関における業務に応じた守秘義務（主なもの） >

[不妊手術又は人工妊娠中絶（施行の事務に従事した者）]

母体保護法

第二十七条 不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

[精神保健等に係る業務（精神病院の管理者、職員等）]

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員若しくは臨時委員、精神医療審査会の委員若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

[結核予防法に基づく健康診断、ツベルクリン反応検査等（実施の事務に従事した者）]

結核予防法

第六十二条 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

[治験（自ら治験を実施した者、実施医療機関等）]

薬事法

第八十条の二

10 治験の依頼をした者若しくは自ら治験を実施した者又はその役員若しくは職員は、正当な理由なく、治験に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様とする。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～十三 （略）

十四 第八十条の二第十項の規定に違反した者

十五 （略）

2 前項第二号、第三号、第七号、第十二号及び第十四号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令

第三十六条

- 3 実施医療機関の長は、被験者の秘密の保全が担保されるよう必要な措置を講じなければならない。

[感染症患者の治療等（患者の治療等を行った医師、感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者）]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 第六十七条 医師が、感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者を含む。次条において同じ。）であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2～3（略）

- 第六十八条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

< その他（従業員に対する監督義務の規定） >

医療法

- 第十五条 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

2 助産所の管理者は、助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならない。

3（略）

薬事法

- 第九条 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

(参考) 他の分野における守秘義務の例

電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。